

9月22日（日）は 町議会議員選挙の投票日です。

9月22日（日）に町議会議員の選挙が行われます。
あなたの大切な1票を忘れずに投票しましょう。



立候補予定者説明会

立候補の届出に係る書類をお渡しします。
立候補を予定している人や関係者は出席してください。

※1 候補者につき2人まで。

【とき】 8月9日（金）午前10時から
【ところ】 コミュニティセンター
ホール（役場新館4階）

日ごろから心がけよう きれいな選挙

政治家は、贈らない。
政治家に、求めない。
政治家から、受けとらない。

問合せ 稲美町明るい選挙推進協議会
稲美町選挙管理委員会
☎492-9131

令和元年9月22日執行 稲美町議会議員選挙 事務アルバイト募集のお知らせ

「期日前投票」及び「投票日当日」の選挙事務アルバイトを募集します。

募 集 内 容

業務内容	受付及び選挙事務補助	業務内容	受付及び投票用紙の交付事務など
日 時	9月18日（水）～21日（土）のうち下記の時間帯 (1) 8:30～13:00 (2) 13:00～16:15 (3) 16:15～20:00 ※時間帯が連続する場合には1時間の休憩あり	日 時	9月22日（日）6:45～20:30 (実働12時間45分 ※1時間休憩あり) 事前に説明会有り（1時間）
勤務場所	役場新館1階ロビー	勤務場所	町内各投票所
応募資格	18歳以上で選挙に関心がある人	応募資格	18歳以上で選挙に関心がある人
募集人員	若干名	募集人員	21人
賃 金	時給 890円	賃 金	日給 13,890円（事前説明会を含む）

■申込方法

必要書類	臨時職員登録申込書（選挙事務用） ※ 総務課備え付けのもの、またはホームページ掲載のもの ※ 希望するアルバイト内容に○を記入してください。記入がない場合は、希望なしと判断します。 ※ 期日前投票のアルバイトを希望する人は、日時の欄を必ず記入してください。
申込場所	〒675-1115 加古郡稲美町岡岡1丁目1番地 稲美町選挙管理委員会（郵送可）
申込期限	8月30日（金）※郵送の場合は必着
採用結果	（期日前投票選挙事務） 申込終了後、電話で再度日時の確認をします。不採用の場合は文書で通知します。 （投票日当日選挙事務） 採用、不採用にかかわらず、文書で通知します。
問 合 先	稲美町選挙管理委員会事務局（総務課人事係） ☎492-9131

ご存じですか？ 住宅取得の補助制度

町内で住宅を取得※1された人や新婚生活を始められる人はいませんか？町内で住宅を取得された人には、補助金が交付される場合がありますのでご紹介します。

※1 取得とは、住宅を新築または購入し所有権登記をすること、または増改築工事をすること。

住宅取得に関する4つの補助金

町内に親世帯等が住んでいる⇒
特別指定区域内で住宅を取得した⇒
旧母里村役場跡周辺地区地区計画内で住宅を取得した⇒
結婚し、町内で生活を始める⇒

I. 親元近居住宅取得等支援補助金
II. 田園集落まちづくり住宅新築促進事業補助金
III. 沿道活性化にぎわいづくり補助金
IV. 結婚新生活支援補助金

I. 親元近居住宅取得等支援補助金

町内出身者などの子世帯が住宅の取得等を行い、親元近居する場合に補助します。

■補助内容 18万円分の稲美町共通商品券
■補助対象者 1. 交付申請日において、親世帯等が町内に5年以上継続して居住している人
2. 交付申請日において、子世帯全員が補助対象住宅の所在地に居住・住民登録していること
3. 町税等の滞納がない人 など
■対象になる住宅・工事 要件を満たした次の①～④のいずれか
①新築住宅 ②中古住宅 ③増改築工事 ④リフォーム工事
■申請期間 住宅を取得等または転入・転居してから1年以内。平成31年3月31日までに住宅を取得等された場合は令和2年3月31日まで
■申請・問合せ先 都市計画課 都市計画係 ☎492-9143

II. 田園集落まちづくり住宅新築促進事業補助金

集落が特別指定区域の指定を受けてから、5年以内にその区域で住宅を取得した場合に補助します。現在対象になるのは①野寺地区、②中一色地区、③幸竹地区、④和田地区です。

※①～③は令和3年6月まで、④は令和5年7月までに建築基準法による完了検査を受けたもの

■補助内容 18万円分の稲美町共通商品券
■補助対象者 1. 指定区域内で住宅等を取得した人（増築、法人を除く）
2. 補助対象住宅の所在地に居住・住民登録している人
3. 町税等の滞納がない人 など
■申請・問合せ先 都市計画課 都市計画係 ☎492-9143



III. 沿道活性化にぎわいづくり補助金

市街化調整区域での地区計画の計画決定を受けてから5年以内にその地区内で住宅等を取得された場合に補助します。現在対象になるのは、「旧母里村役場跡周辺地区」です。

※令和3年4月までに建築基準法による完了検査を受けたもの

■補助内容 住宅：18万円分の稲美町共通商品券
住宅以外（店舗等）：固定資産税（土地・家屋・償却資産）相当額の2分の1を3年間補助
■補助対象者 住宅：補助対象住宅の所在地に居住・住民登録している人（増築、法人を除く）
住宅以外（店舗等）：自ら事業を行うために店舗等を新築・増改築した人（法人を含む）
■申請・問合せ先 都市計画課 都市計画係 ☎492-9143

IV. 結婚新生活支援補助金

結婚し、町内で新生活を始める新婚世帯に対して住居費や引越費用の支援を行います。

■補助内容 新居の住居費及び引越費用の合計額（上限18万円） ※千円未満の端数がある場合は切り捨てた額
■補助対象者 平成31年1月1日から令和2年3月31日までの間に婚姻届を出し、受理された夫婦のうち、次の要件を満たしている世帯
1. 夫婦の所得金額の合計が340万円未満の世帯
2. 対象となる住宅が町内にあり、居住・住民登録していること。
3. 婚姻届が受理された時点での年齢が、夫婦どちらも34歳以下であること。
4. 町税等の滞納がない人 など
■対象経費 ・住居費：新居に要した費用で、当該物件の購入費、賃料（1カ月分）、敷金、礼金、共益費（1カ月分）、仲介手数料など
・引越費用：新居へ引越すために、引越業者または運送業者へ支払った費用
■申請・問合せ先 企画課 政策・行革係 ☎492-9130

※詳しい補助要件・申請方法は担当課までお問い合わせください。

※それぞれの補助金を重複して受けることはできません。